

## 江別市自治基本条例検討委員会から提出された提言書に対する市の考え方

自治基本条例は、市民が主役となり、まちづくりを進めていく基本的なルールです。

まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加・市民協働などについて定めています。

この条例がまちづくりの最高規範として、市民に関心を持ち続けていただくとともに、時代の要請や社会情勢の変化に対応していけるよう、条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しすることになっております。

平成21年7月の施行から12年を迎えた、令和2年4月末、学識経験者、地域市民団体の代表者、公募市民による「江別市自治基本条例検討委員会」を設置し、約1年5か月にわたり、条文や条文に対する市の取組などの検証を行ってきました。

検証の結果、「まちづくりのルールとして適切に表現されており、現段階で条例改正等の必要はないが、解説書などで、わかりやすく市民への説明に努める」「定義や文言の使い方について誤解される部分もあることから、将来的に条例改正が必要となったときに、適切な文言を検討する必要がある」との条文の見直しに対する提言と、条例の認知度、市民参加・市民協働、行政運営、情報共有などに対する市の取組の改善などについて、検討委員会から提言をいただきました。

この提言を受け、市として提言をどのように受け止め、今後4年間、どのような考えで取組を行っていくか、市の考えをまとめました。

下記にまとめた市の考え方について、市民の皆さんからのご意見を募集いたします。

### ○自治基本条例検討委員会から提出された提言書に対する市の考え方について

1. 市としましては、検討委員会からの提言を尊重し、現段階では条例改正を行わないこととします。ただし、わかりにくいと指摘があった、条例第2条、第10条などの条文については、解説書を改訂し、適切でわかりやすい言葉を使い説明をいたします。
2. 条例の認知度、市民参加・市民協働、行政運営、情報共有などの取組について、検討委員会から指摘を受けた事項については、提言を踏まえて、条例の目的である市民自治の実現に向けた取組を進めていきます。